

令和5年12月1日

# お知らせ

課名	総務学事課
担当	野田・石原
内線	2332・2337
直通	086-226-7209

## 行政書士の懲戒処分について

岡山県行政書士会所属の行政書士に対し、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定による懲戒処分を、次のとおり行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 処分を受けた者

- (1) 住所 岡山市南区豊成二丁目6番22号アンタレス豊成101
- (2) 氏名 田中 庄二郎
- (3) 日本行政書士会連合会登録番号 第08331745号
- (4) 岡山県行政書士会会員番号 第1964号

#### 2 処分年月日

令和5年11月29日

#### 3 処分の内容

法第14条第2号の規定による3月間の業務の停止

#### 4 業務の停止期間

令和5年12月6日から令和6年3月5日までの3月間

#### 5 処分の理由

行政書士である田中庄二郎は、令和2年4月3日から同月6日までの間、前後4回にわたり、受任した職務を遂行するために必要でないにもかかわらず、職務上請求書を使用して戸籍謄本等を請求（以下「本件職務上請求」という。）し、これの交付を受けた。

本件職務上請求の内容は、事件の相手方の出生から本件職務上請求時現在までの身分関係の変動及び住所の移転状況全てを取得するものであり、いずれも職務の遂行のために必要があるとは認められず、事件の相手方のプライバシーを大きく侵害した。

以上のことは、次のとおり法令違反があったものと認められる。

- (1) 法第10条の規定に違反し、行政書士の信用及び品位を害する行為を行った。
- (2) 法第13条並びに岡山県行政書士会会則第78条及び第79条並びに日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項の規定に違反し、行政書士の品位を害した。